

森林経営管理制度を推進する地域林政アドバイザーの任用

森林環境譲与税を活用して、

○ 地域林政アドバイザーを令和元年度から任用し、専門的見地からの助言・指導により、森林経営管理法に基づく意向調査、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の作成、市の管理事業（保育間伐等）などの業務に取り組んでいます。

事業内容

矢板市地域林政アドバイザー設置要綱(H31.4.1)

1 任用形態

- ・会計年度任用職員（令和元年度は非常勤特別職員）
- ・任用期間1年間（任用更新あり）

2 任用条件

- ・次のいずれかの要件を満たす者
 - ① 森林総合管理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員含む）
 - ② 技術士（森林部門）
 - ③ 林業技士
 - ④ 認定森林施業プランナー
 - ⑤ 認定森林経営プランナー
 - ⑥ 林野庁実施の研修受講者又はそれに準ずると林野庁が認める研修の受講者

森林環境譲与税は

市の管理事業（保育間伐等）などの業務に係る経費（委託料等）に充てています。

3 業務内容

- ・意向調査
対象森林抽出、対象者抽出、調査票作成、調査実施、回答依頼、調査結果取りまとめ等
- ・集積計画
市への委託希望者との面談・現地立会、現地確認、境界明確化、周囲測量、標準地調査、計画作成、計画への森林所有者同意取得、計画公告等
- ・配分計画
経営管理実施権設定森林抽出、川上・川中からの意見聴取のための現地検討会、企画提案公募、計画作成、計画への森林所有者同意取得、計画公告等
- ・市の管理事業
保育間伐設計書作成・発注、業務の進捗管理等



（森林所有者立会）



（現地検討会）